

滋賀県在宅重症難病患者一時入院受入体制整備事業実施要綱
(在宅重症難病患者一時入院事業)

第1 目的

在宅療養の継続が一時的に困難な状況にある重症難病患者が、一時入院を必要とする場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう入院受入体制を整備することにより、患者の安定した療養生活の確保を図る。

第2 実施主体

実施主体は、滋賀県とする。

第3 対象患者

この事業の対象患者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 滋賀県内に住所を有すること。
- 2 難病法第5条第1項に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者のうち、いずれかに該当すること。
 - (1) 当該対象疾患を主たる要因として在宅で常時医学的管理下におく必要がある者
 - (2) 病状は安定しているが各種の医療機器を装着している者（人工呼吸器を使用している者、気管切開を行なっている者、たん吸引を要する者、経管栄養（胃瘻等）を行っている者等）。
- 3 家族その他の在宅での介護者の疾病、出産又は冠婚葬祭、休息（レスパイト）等の事由により、必要な医療・看護・介護が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にあること。
- 4 市町が実施する障害福祉サービスによる短期入所を行っていない者。

第4 実施方法

- 1 この事業の対象とする入院施設は、滋賀県難病医療拠点病院・協力病院および、第3対象患者の入院受入体制が整備されている医療機関として、滋賀県と委託契約を締結した医療機関が実施するものとする。
- 2 滋賀県は、一時入院等を受け入れた契約医療機関からの請求に基づき、次に定める額を予算の範囲内で契約医療機関に支払うものとする。
 - (1) 対象患者のうち、人工呼吸器装着者の一時入院
1日につき 19,270円
 - (2) 対象患者のうち、人工呼吸器非装着者の一時入院
1日につき 9,640円

第5 入院の決定

- 1 第3の規定に該当し、入院施設への一時入院を希望する者又はその家族は、在宅重症難病患者一時入院事業申請書（様式1）により、当該患者の住所地を管轄する保健所を経由して知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、保健所等及び入院施設と連携を図り、申請内容を審査して一時入院の適否を決定し、在宅重症難病患者一時入院事業入院決定

通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

- 3 知事は、一時入院が適当であると決定したときは、在宅重症難病患者一時入院事業入院通知書（様式3）に申請書の写しを添付して入院施設の長に通知するものとする。
- 4 前2項に規定する手続きは、知事が容体等に鑑み緊急性が極めて高いと認めたときは、口頭で行うことができる。この場合においては、事後速やかにこれらの手続を文書で行うものとする。

第6 入院期間

一時入院の期間は、次の通りとし、同一年度内における限度も同日とする。

- (1) 対象患者のうち、人工呼吸器装着者の一時入院 14日以内
- (2) 対象患者のうち、人工呼吸器非装着者の一時入院 7日以内

第7 退院

委託医療機関の代表者は、患者が退院したときは、在宅重症難病患者一時入院事業退院報告書（様式4）により速やかに知事に通知するものとする。

第8 移送

患者の移送については、申請者の責任において行う。

第9 実績報告および経費の請求

本事業の経費は、事業完了後速やかに、実施状況および入院受け入れ費用について在宅重症難病患者一時入院事業請求書（様式5）を知事あて報告請求するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。